

議案第50号

令和6年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

令和6年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,323,302千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1
	1 手 数 料	1
2 財 産 収 入		28
	1 財 産 運 用 収 入	28
3 繰 入 金		222,677
	1 他 会 計 繰 入 金	222,677
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		595
	1 雑 入	595
6 市 債		1,100,000
	1 市 債	1,100,000
歳 入 合 計		1,323,302

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地先行取得等 事業費		1,304,810 千円
	1 公共用地先行取得等 事業費	1,304,810
2 公 債 費		13,492
	1 公 債 費	13,492
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	1,323,302

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>用地先行取得事業</p>	<p>千円 1,100,000</p>	<p>政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。</p>	<p>年 5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。</p>	<p>借入れの日から10カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。</p>